

決 定 要 旨

被 審 人 (住 所) 大分県大分市都町一丁目 3 番 1 9 号大分中央ビル 7 階
(名 称) ジェイリース株式会社
(法人番号 3320001003867)

上記被審人に対する令和元年度(判)第 3 8 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第 1 8 5 条の 6 の規定により審判長審判官山下真、審判官城處琢也、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第 1 8 5 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 4 4 7 8 万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和 2 年 6 月 1 日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回の審判の期日前に、課徴金に係る法第 1 7 8 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実並びに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和 2 年 3 月 3 0 日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に該当

被審人は、大分県大分市都町一丁目 3 番 19 号 大分中央ビル 7 階に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されている会社である。

被審人は、家賃債務保証事業から発生した代位弁済立替金に係る貸倒引当金を過少に計上するという不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、九州財務局長に対し、

(1) 下表 1 のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出し、

表 1

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成 28 年 6 月 30 日	第 13 期（平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が 65,649 千円であるところを 87,467 千円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上
2	平成 28 年 8 月 8 日	第 14 期第 1 四半期（平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲4,988 千円であるところを 10,497 千円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上
3	平成 28 年 11 月 8 日	第 14 期第 2 四半期（平成 28 年 7 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲3,700 千円であるところを 38,828 千円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上
4	平成 29 年 2 月 7 日	第 14 期第 3 四半期（平成 28 年 10 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が 10,273 千円であるところを 71,897 千円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上

5	平成 29 年 6 月 30 日	第 14 期（平成 28 年 4 月 1 日 ～平成 29 年 3 月 31 日）に係 る有価証券報 告書	平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 損益計算書	親会社株主に帰属 する当期純利益が 81,972 千円である ところを 220,459 千 円と記載	・貸倒引当金繰 入額の過少計 上
6	平成 29 年 8 月 9 日	第 15 期第 1 四 半期（平成 29 年 4 月 1 日～ 平成 29 年 6 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 6 月 30 日の第 1 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属 する四半期純利益 が 27,003 千円であ るところを 69,886 千円と記載	・貸倒引当金繰 入額の過少計 上
7	平成 29 年 11 月 8 日	第 15 期第 2 四 半期（平成 29 年 7 月 1 日～ 平成 29 年 9 月 30 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 7 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結会計期 間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 935,341 千円である ところを 1,181,524 千円と記載	・貸倒引当金の 過少計上 ・貸倒引当金繰 入額の過少計 上
			平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日の第 2 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属 する四半期純利益 が 25,169 千円であ るところを 111,047 千円と記載	
8	平成 30 年 2 月 7 日	第 15 期第 3 四 半期（平成 29 年 10 月 1 日～ 平成 29 年 12 月 31 日）に係る 四半期報告書	平成 29 年 10 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計 期間	四半期連結 貸借対照表	連結純資産額が 905,625 千円である ところを 1,191,049 千円と記載	・貸倒引当金の 過少計上 ・貸倒引当金繰 入額の過少計 上
			平成 29 年 4 月 1 日～平成 29 年 12 月 31 日の第 3 四 半期連結累計期 間	四半期連結 損益計算書	親会社株主に帰属 する四半期純利益 が 15,851 千円であ るところを 140,971 千円と記載	
9	平成 30 年 6 月 28 日	第 15 期（平成 29 年 4 月 1 日 ～平成 30 年 3 月 31 日）に係 る有価証券報 告書	平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日の連結会 計期間	連結 貸借対照表	連結純資産額が 829,493 千円である ところを 1,304,486 千円と記載	・貸倒引当金の 過少計上 ・貸倒引当金繰 入額の過少計 上
				連結 損益計算書	親会社株主に帰属 する当期純利益が ▲63,544 千円であ るところを 251,144 千円と記載	

10	平成 30 年 8 月 7 日	第 16 期第 1 四半期（平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 799,530 千円であるところを 1,331,715 千円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上
			平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 6 月 30 日の第 1 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が 5,199 千円であるところを 62,391 千円と記載	
11	平成 30 年 12 月 14 日	第 16 期第 2 四半期（平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 30 年 7 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 578,588 千円であるところを 795,762 千円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上
			平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 9 月 30 日の第 2 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲196,299 千円であるところを 20,874 千円と記載	
12	平成 31 年 2 月 6 日	第 16 期第 3 四半期（平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日）に係る四半期報告書	平成 30 年 10 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 554,803 千円であるところを 814,436 千円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上
			平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の第 3 四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	親会社株主に帰属する四半期純利益が▲220,168 千円であるところを 39,464 千円と記載	
13	令和元年 6 月 27 日	第 16 期（平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）に係る有価証券報告書	平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の連結会計期間	連結貸借対照表	連結純資産額が 625,799 千円であるところを 893,112 千円と記載	・貸倒引当金の過少計上 ・貸倒引当金繰入額の過少計上
				連結損益計算書	親会社株主に帰属する当期純利益が▲149,938 千円であるところを 117,374 千円と記載	
14	令和元年 8 月 14 日	第 17 期第 1 四半期（平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日）に係る四半期報告書	平成 31 年 4 月 1 日～令和元年 6 月 30 日の第 1 四半期連結会計期間	四半期連結貸借対照表	連結純資産額が 646,014 千円であるところを 916,482 千円と記載	・貸倒引当金の過少計上

(注) 金額は百万円未満切捨てである。

- (2) 下表2のとおり重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券届出書（以下、「発行開示書類」）を提出し、当該有価証券届出書に基づく募集により、平成28年6月21日、150,000株の株券を395,250,000円で取得させたものである。

表2

番号	発行開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
15	平成28年5月18日	有価証券届出書（株券の募集）		「第二部 企業情報」・「第5 経理の状況」・「1 連結財務諸表等」・「(2) その他」	平成27年4月1日～平成28年3月31日の連結会計期間に係る経営成績の概要として記載すべき親会社株主に帰属する当期純利益が65,649千円であるところを87,467千円と記載	・貸倒引当金繰入額の過少計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1の表1に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号2、同3及び同4

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号5

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号2、同3、同4及び同5は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号6、同7及び同8

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号9

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号6、同7、同8及び同9は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号10、同11及び同12

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

番号13

法第172条の4第1項、第24条第1項

番号10、同11、同12及び同13は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに法第185条の7第6項及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第61条の3を適用する。

番号14

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

上記1の(2)に掲げる事実につき

番号15

法第172条の2第1項第1号、第3項、第5条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1の表1に掲げる事実につき

番号1

法第172条の4第1項の規定により、被審人の第13期事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)に係る有価証券報告書について算出した額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額(17,013円)

が

② 6,000,000円

を超えないことから、6,000,000円となる。

番号2、同3、同4及び同5

法第 172 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定により、被審人の第 14 期事業年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 28 年 4 月 1 日から同年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 1 四半期報告書」という。）、同事業年度第 2 四半期（平成 28 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 2 四半期報告書」という。）、同事業年度第 3 四半期（平成 28 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）に係る四半期報告書（以下「第 14 期第 3 四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第 14 期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号 2、同 3、同 4、及び同 5 において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額

（	第 14 期第 1 四半期報告書	211, 237 円	）
	第 14 期第 2 四半期報告書	206, 604 円	
	第 14 期第 3 四半期報告書	236, 988 円	
	第 14 期有価証券報告書	226, 981 円	

が、いずれも

- ② 6, 000, 000 円

を超えないことから、

第 14 期第 1 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 14 期第 2 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 14 期第 3 四半期報告書については、6, 000, 000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3, 000, 000 円

第 14 期有価証券報告書については、6, 000, 000 円

となるが、第 14 期第 1 四半期報告書、第 14 期第 2 四半期報告書、第 14 期第 3 四半期報告書及び第 14 期有価証券報告書が、いずれも第 14 期事業年度に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6, 000, 000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 14 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 14 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6, 000, 000 \times 3, 000, 000 / (3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 3, 000, 000 + 6, 000, 000) = 1, 200, 000 \text{ 円}$$

第 14 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第14期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号6、同7、同8及び同9

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第15期事業年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）第1四半期（平成29年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第15期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成29年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第15期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成29年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第15期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第15期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号6、同7、同8及び同9において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第15期第1四半期報告書	241,001円
第15期第2四半期報告書	342,561円
第15期第3四半期報告書	450,629円
第15期有価証券報告書	375,953円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第15期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第15期第2四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第15期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第15期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第15期第1四半期報告書、第15期第2四半期報告書、第15期第3四半期報告書及び第15期有価証券報告書が、いずれも第15期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ご

との算出額に応じて按分することとなり、

第15期第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第15期第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第15期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第15期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号10、同11、同12及び同13

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第16期事業年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）第1四半期（平成30年4月1日から同年6月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第16期第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期（平成30年7月1日から同年9月30日まで）に係る四半期報告書（以下「第16期第2四半期報告書」という。）、同事業年度第3四半期（平成30年10月1日から同年12月31日まで）に係る四半期報告書（以下「第16期第3四半期報告書」という。）及び同事業年度に係る有価証券報告書（以下「第16期有価証券報告書」という。）ごとに算出した額（以下、番号10、同11、同12及び同13において「個別決定ごとの算出額」という。）は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第16期第1四半期報告書	403,357円
第16期第2四半期報告書	381,173円
第16期第3四半期報告書	287,909円
第16期有価証券報告書	320,110円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第16期第1四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額で

ある 3,000,000 円

第 16 期第 2 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 16 期第 3 四半期報告書については、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円

第 16 期有価証券報告書については、6,000,000 円

となるが、第 16 期第 1 四半期報告書、第 16 期第 2 四半期報告書、第 16 期第 3 四半期報告書及び第 16 期有価証券報告書が、いずれも第 16 期事業年度に係るものであることから、法第 185 条の 7 第 6 項の規定により、6,000,000 円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第 16 期第 1 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 16 期第 2 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 16 期第 3 四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 1,200,000 \text{ 円}$$

第 16 期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 3,000,000 + 3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,400,000 \text{ 円}$$

となる。

番号 14

法第 172 条の 4 第 2 項の規定により、被審人の第 17 期事業年度（平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日まで）第 1 四半期（平成 31 年 4 月 1 日から令和元年 6 月 30 日まで）に係る四半期報告書について算出した額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に 10 万分の 6 を乗じて得た額 (177,610 円)

が

- ② 6,000,000 円

を超えないことから、6,000,000 円の 2 分の 1 に相当する額である 3,000,000 円となる。

上記 1 の(2)の表 2 に掲げる事実につき

法第 172 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により、被審人の平成 28 年 5 月 18 日提出の有価証券届出書（株券の募集）に係る課徴金の額は、

当該有価証券届出書に基づく募集により取得させた株券の発行価額の総額 395,250,000 円の 100 分の 4.5 に相当する額（17,786,250 円）

となるが、法第 176 条第 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切り捨てて、17,780,000 円となる。